資料２

学校における働き方改革取組方針

熊野町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年３月

熊 野 町 教 育 委 員 会

１　趣旨・目指す姿

（１）趣旨

熊野町教育委員会では、令和２年３月に「学校における働き方改革取組方針」（以下、「本方針」という。）を策定して以降、「子供と向き合う時間の確保」及び「長時間勤務の縮減」を目標・成果指標に掲げ、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、教職員の働き方改革に係る意識が一定程度定着するなど改善が図られてきたものの、「子供と向き合う時間の確保」や「長時間勤務の縮減」については、未だ目標達成には至っていない。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革や業務改善の一層の推進を図り、本町が「目指す姿」の実現に向けて、本方針を改訂するとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるものとする。

（２）目指す姿

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。

２　本町の学校における働き方改革の現状

（１）本方針の成果と課題

本方針期間中の取組について、取組の柱（４つの視点）ごとに成果と課題を整理した。

①　学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備	
成果	・スクール・サポート・スタッフの全校配置による教員の事務的業務の負担軽減 ・非常勤講師の配置による学習指導及び生徒指導の充実 ・特別支援学級支援員・配慮児童支援員の配置による特別支援教育の推進 ・用務員の配置による学校環境整備の充実 ・図書司書の配置による学校図書館運営の促進 ・採点支援システムや時間割作成ソフトの導入による業務時間の削減 ・教材・学習指導案等の共有化システムの構築
課題	・ＩＣＴ機器の整備などによる更なる校務のＤＸ化の推進 ・特に負担に感じている業務の「事務」、「部活動」に対する効果的な取組の実施 ・負担軽減の視点を踏まえた研修の見直し
②　部活動指導に係る教員の負担軽減	
成果	・「運動部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定 ・外部指導者派遣による指導の負担軽減
課題	・特定の教員に部活動の指導業務が偏っている状況の改善 ・個々の教員の専門性等に配慮した部活動の指導体制の構築 ・外部団体等との連携
③　学校における組織マネジメントの確立	
成果	・管理職のマネジメントによる業務分担の見直しや進度調整等の適切な取組が一定程度定着
課題	・定時退校日等の徹底 ・勤務時間管理システムの事務処理の負担軽減
④　教職員の働き方に対する意識の醸成	
成果	・働き方改革に係る意識が一定程度定着 ・「夏季休業期間中における勤務時間の繰上げ・繰下げ」などの制度導入による、メリハリある働き方を可能とする環境の整備 ・一斉閉庁期間の設定定着
課題	・教員が自ら行動変容に至るまでの環境整備・動機付け

（２）令和７年度までの目標・成果指標の達成状況

①　子供と向き合う時間の確保

【目標】

「学びの変革」の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の児童生徒と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。

【成果指標】

児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員（管理職を除く。）の割合　80%以上

【達成状況】

令和７年度　小学校　77.0%（平成 29 年度　79.5%）

令和７年度　中学校　66.6%（平成 29 年度　65.7%）

令和７年度　小中学校全体　73.6%

「児童・生徒と向き合う時間」が確保できていると感じている教員の割合（%）

	町内小学校	町内中学校	町内小中学校全体	県内中学校全体	県立学校全体
令和７年度	77.0	66.6	73.6	78.0	83.1

※児童・生徒と向き合う時間：授業、授業準備、教材研究、指導略案作成、部活動、個別指導（学習補充、進路指導、生徒指導 等）

○　令和７年度において、肯定的評価は町内小学校 73.6%、町内中学校 66.6%となっており、目標値（80%）を達成することはできなかった。

②　長時間勤務の縮減

【目標】

教員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

【成果指標】

時間外勤務が月 80 時間を超える教職員の数　１年を通じて０人

【達成状況】

令和６年度　小学校 14 人（延べ人数）

令和６年度　中学校 44 人（延べ人数）

○　令和６年度において、町内小学校は延べ 14 人、町内中学校は延べ 44 人が月 80 時間を超える勤務となっており、目標値を達成することはできなかった。なお、超過勤務の現状については次に示す表のとおりである。

＜教員全体の状況＞

・ 一月当たりの時間外在校等時間（年平均）

令和６年度 小学校　31 時間 48 分

令和６年度 中学校　45 時間 30 分

・ 月 45 時間超教員の割合

令和６年度 小学校　21.1%

令和６年度 中学校　49.3%

教員の時間外在校等時間の状況（令和６年度）

	町内小学校	町内中学校	県内中学校 全体	県立学校 全体
年 360 時間超の 教員数	45 人 (60.8%)	31 人 (77.5%)	41 人 (66.1%)	1918 (39.7%)
月 45 時間超の 教員数	158 人 (19.3%)	194 人 (40.2%)	249 人 (34.4%)	10.739 人 (19.4%)
月 80 時間超の 教員数	14 人 (1.7%)	44 人 (9.1%)	2 人 (0.3%)	675 人 (1.2%)
月当たりの平均時 間外在校等時間	31 時間 48 分	45 時間 30 分	37 時間 25 分	28 時間 25 分

※ 各数値は勤務時間管理システムの集計値による
※ 年 360 時間超の教員数は実人数、月 45・ 80 時間超の教員数は年間延べ人数
※ 年 360 時間超の教員数の割合は、１月以上在職している教員数（休職者を除く）を分母とする
※ 月 45・80 時間超の教員数の割合は、各月１日時点に在職している教員数（休職者を除く）を分母とする

（３）目標未達成の主な要因

目標を達成することができていない要因について、令和６年度及び令和７年度の状況の分析を行った。

【業務量】

○ 教員の専門性を必要としない業務に従事している状況がある。

○ＩＣＴ環境の整備や進路指導業務など時期的に集中する業務がある。

○ 生徒指導や保護者対応など突発的な業務がある。

○ 部活動に教員以外の人材を活用することが十分にできていない。

【職場環境】

○ 教員が円滑に業務を行うためのＩＣＴ環境の整備を更に進める必要がある。

○ 初めて担当する学級担任、進路指導業務や授業準備などの業務に時間を要している状況がある。

○　適正な勤務時間の管理に向けた取組を更に進める必要がある。

○ 教員の勤務時間を意識した働き方は浸透しているものの、特定の教員に業務が集中するなど、学校全体での働き方改革・業務改善の取組には改善の余地がある。

３　目標・期間

（１）目標

本方針の「目指す姿」を踏まえ、働きやすさと働きがいの両立を目指し、次のとおり目標を設定する。

① 時間外在校等時間に関する目標

・１箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100％にする。

・１年間時間外在校等時間が 360 時間以下の割合を 100％にする。

② 「働きがい」に関する目標

・「仕事にやりがいがある」と感じている教員（管理職を除く。）の割合を 100％にする。【R7：90.9％】

③　児童生徒と向き合う時間の確保に関する目標

・児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員（管理職を除く。）の割合を 80％以上にする。【R7：73.6%】

（２）期間

令和８年度～令和 11 年度

※ 政府として令和 11 年度までに教員の１箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標に掲げていることから、本方針の取組期間についても令和 11 年度までに設定する。

４　実施する業務量管理・健康確保措置の内容

前記の目標を達成するため、次の３つの視点で取組を推進する。

- **教員の業務量の適正化**
- **教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備**
- **教員の健康及び福祉の確保に関する取組**

推進に当たっては、全校の総業務量を意識し、全体的な業務量の削減に特に注力するとともに、学校又は教員個々の時間外在校等時間などの状況を踏まえ、必要な取組を行う。

（１）教員の業務量の適正化

① 学校行事の精選・統合や放課後の活動時間の適切な設定

＜学校＞

・計画当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない学校行事等の見直しや、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなどの工夫を行う。

② 勤務時間外に電話対応の必要のない環境の整備

＜学校＞

・電話対応時間をあらかじめ設定し、保護者や地域に対して周知を行うとともに、協力を得られるよう取り組む。

＜教育委員会事務局＞

・留守番電話機能や通話録音機能等の導入について検討を行う。

③ 部活動

＜教育委員会事務局・学校＞

・部活動の活動時間等の適正化を推進するとともに、部活動の地域展開等の推進に取り組む。

④ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

＜教育委員会事務局＞

・放課後から夜間における見回りについては、原則行わないとともに、補導された児童生徒の引取りについては、警察との連携において、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

⑤ 学校徴収金の徴収・管理

＜教育委員会事務局＞

・学校徴収金の効率的な徴収・管理による負担軽減に向けて、インターネットバンキングや学校集金システム等の導入について検討を行う。

⑥ コミュニティ・スクール活動の連絡調整等

＜教育委員会事務局・学校＞

・学校のコミュニティ・スクール活動の関係者間の連絡調整等を行う推進員等の配置について検討を行う。

⑦ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

＜教育委員会事務局＞

・学校では解決が困難な事案に対して、学校が教育委員会と連携するとともに、広島県教育委員会・熊野町の法務相談支援等の活用について周知を図る。

（２）教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備

① 授業時数の標準化、教育課程の見直し

＜教育委員会事務局＞

・教育課程の各科目の単位数については、各学校の教育課程を毎年度点検する。

・教育課程の編成・実施に係るヒアリング等により実施状況を把握し、目的に応じた成果を上げるものとなっているかなど、必要性を含めた見直しについて、指導・助言を行うことで、各学校における教育課程の適正かつ円滑な実施を図る。

＜学校＞

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、各校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえ真に必要な時数とする。

・年度当初等の時期的負担にも考慮し、一年間を通して教育活動の内容や授業時数を見直して業務量を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するなど、柔軟な設定を行う。

② デジタル技術を活用した校務の効率化

＜教育委員会事務局＞

・校務支援システムを広島県内自治体の共同調達により更新・整備したうえで、効率的かつ効果的な運用を図るとともに、採点支援システムや時間割作成ソフトなどＡＩを効果的に活用する。

・出欠連絡など学校・保護者間の連絡調整業務の効率化を図るため、保護者連絡システムの導入について検討を行う。

③ 職務経験が少ない教員が支援を得られやすい体制の整備

＜教育委員会事務局＞

・経験年数が少ない教員を対象にした研修等を通して、他校の教員とも容易に情報交換できる体制を構築する。

④ 研修の見直し

＜教育委員会事務局＞

・校内研修等の質の向上及び資料作成の負担軽減のため、校内研修等で活用できる教材・学習指導案等を各学校共通のプラットフォーム（共有化システム）に集約し広く活用を促す。

⑤ 勤務時間管理の徹底

＜学校＞

・教職員の健康管理や超過勤務の縮減に向け、勤務時間管理システムを活用して教職員の在校等時間を遅滞なく把握するなど、適正な勤務時間管理を行う。

・各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻を設定し、その徹底を図る。

・週１回以上の教職員の定時退校日の徹底を図る。

⑥ 業務の平準化・効率化

＜学校＞

・教職員の在校等時間の状況等を踏まえ、特定の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しなどを行うことにより、業務の平準化・効率化を図る。

⑦ 給食の時間における対応

＜学校＞

・給食指導や安全管理等の役割分担を見直すなど、学校の実情に応じた給食実施体制の工夫を行う。

⑧ 授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導の準備

＜教育委員会事務局＞

・教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフについて、効率的かつ

効果的な配置を進めるとともに、デジタル技術の活用による教員の負担軽減を図る。

⑨ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

＜教育委員会事務局＞

・学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築するため、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する協議の場を定期的に設ける。

・特別支援学級支援員・配慮児童支援員について、各学校の活用状況等を踏まえ、効果的な配置等について工夫改善を図る。

＜学校＞

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の教育相談会議等への参加を積極的に働きかけ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

⑩ 調査・統計等への回答

＜教育委員会事務局＞

・デジタル技術の活用を推進し、学校の実態を把握したうえで、教員の負担軽減に向けた学校に対する調査・統計等の在り方の検討を行う。

⑪ 学校のウェブサイトの作成・管理

＜教育委員会事務局＞

・教職員が負担なく学校のウェブサイトの作成・管理ができる環境を整備する。

⑫ ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

＜教育委員会事務局＞

・学校における管理の実態を把握し、関係資料の整理や更新を行う。また、デジタル活用支援窓口やデジタル活用支援員について、民間事業者等への委託も含めて配置を検討する。

（３）教員の健康及び福祉の確保に関する取組

① 在校等時間が一定時間を超えた教員の産業医による面接指導の実施

＜教育委員会事務局・学校＞

・１箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた全ての教員に対し、産業医による面接指導を実施する。

② ストレスチェックの実施

＜教育委員会事務局・学校＞

・セルフケアの充実や正確な集団分析につなげるため、ストレスチェックの受検率向上に取り組む。

・全ての学校の総合健康リスクの値が 100 未満となるよう、職場環境改善に取り組む。

③ 心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進

＜教育委員会事務局＞

・メンタルヘルスに関する相談窓口や相談事業について、積極的に発信・周知し、利用促進を図る。

④ 年休の取得促進

＜学校＞

・年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備に努め、教職員の積極的な取得を促すとともに、長期休業期間中等において年次有給休暇の計画的な取得を働きかける。

⑤ 早出遅出勤務、テレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備

＜教育委員会事務局＞

・早出遅出勤務、長期休業期間中等のテレワークの実施について検討を行う。

５　関連する取組、今後のフォローアップについて

（１）関連する取組

○ 学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

○ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本方針の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

○ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本方針に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

○ 保護者・地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、学校における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な対応について協力を得られるよう取り組む。

（２）今後のフォローアップ

○ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、勤務時間管理システムで把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果から把握する。

○ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本方針の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校の管理職に対する個別の支援・指導を実施する。